正倉院文書の訓読と注釈 月借銭解編 第六分冊

宮川久美 MIYAGAWA Hisami キーワード

手実

定

番上

要須

大刀身

相知受

大生子敷

借貸

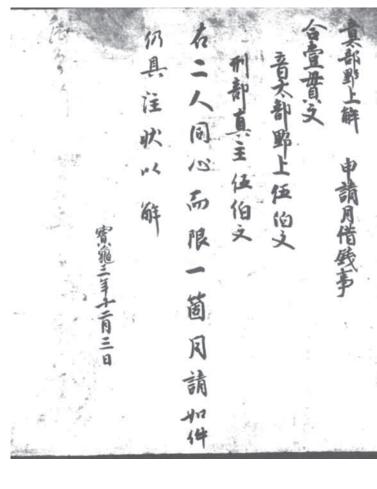
正倉院文書の訓読と注釈 月借銭解編 第六分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (part of Shoso-in-monjo) and Explanatory Notes on it

宮川久美 MIYAGAWA Hisami

音太部野上月借銭解 十九ノ二九六~二九七 続続修四十 一裏第87紙

51



訓読文

音太部野上解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文

音太部野上伍伯文

右の二人同心にし而 刑部真主伍伯文 箇月を限りて請ふこと件の如

l

仍りて具さに状

を注して以て解す。

「員に依りて行へ

葛井典之

寶龜三年十二月三日

注釈

書名を付した。以下、74まで同じ。 に従ったが、ここでは、月借銭解を差し出した人の名がわかるように文 解継文」と名付けている。 のサイン)の裏書きあり。 51から74まで月借銭解が貼り次がれており、 本稿は原則として『大日本古文書』の文書名 『大日本古文書』はこれらを「経師等月借銭 紙継ぎ目に「養」 (上馬養

刑部されてのの おきかべのまぬし 真なは 上 では32579102見える。 経師。 経師。 天平宝字六年から宝亀六年まで見える。 月借銭解では385165878に見える。 38参照。 月借銭解

音太部野上解

"合壹貫文 "

右二人同心、而限一箇月請如件、仍具注状、以解、

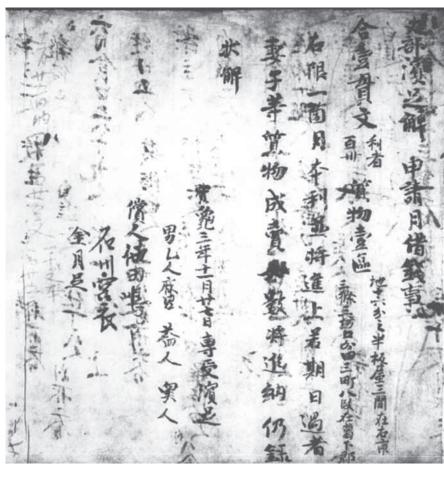
寶龜三年十二月三日

葛井典之」

申請月借錢事

*別筆は写真ではほとんど見えない。『大日本古文書』による。

葛井典之 造東大寺司主典葛井荒海が財源として提供した銭であること よる)。1の注釈「司」参照。 を示す注記(『日本古代の王権と社会』所収 右二人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。 山下有美「月借銭再考」に



文部濱足月借銭解 十九ノ二九七~二九八 続続修四十——裏第86紙

52

訓読文

右、一箇月を限りて本利並びに将に進上せむ。若し期日過ぎな者妻子板屋三間 右京三條三坊に在り。口分田三町八段葛下郡に在り〉合はせて壹貫文〈利者百卅〔文〕〉 質物は〔家〕壹區〈地十六分之半丈部濱足解す。月借錢を請ふ事を申す。

寶龜三年十一月廿七日 専受 濱足

仍りて状を録して解す。

等質物を成し賣りて數の如く将に進納せむ。

男乙人麻呂 益人

償人 他田嶋万呂

石川宮衣

金月足

文は廿七日の利〉」 「十二月廿五日を以て一千一百廿五文を納む。 〈一千文は本、一百廿五

注釈

本利並 本も利も両方とも。1の注釈「本利共備」

参照。

若期日過者 1の注釈「若過期限」参照

⇒が、質の家一区と葛下郡にある口分田を売却して返済するという意味。**奏子等** 「等」の字体、写真参照。期日に返済出来なかった場合は妻子

**

文部濱足解 申請月借錢事

合意貫文和常質物意區三條三坊口分田三町八段在萬下點

、限一箇月、本利並將進上、若期日過者、妻子等質物成實、如數將進納

仍錄狀解

右

寶龜三年十一月廿七日專受濱足

價人「他田嶋万呂」 (皇宗) 男乙人麿 益人

石川宮衣」

十二月廿 Æ. H 納 一千 Ħ 廿五文一百廿五文廿七日利, 金月足

丈はせつかべ 濱足 経師。 天平勝宝六年から宝亀六年までに見える。

月

借

銭解

亀

益人 大部忌寸益人 経師。大部忌寸さ 294352 626667511031046尼見える。 丈部忌寸濱足の息子。

月借銭解では42510に見える。 神護二 年 から 宝

奥人 経師。 経師。 丈部忌寸濱足の息子。宝亀六年から七年、 奉写 切 経 所に

償人 出仕した。 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。

人

他田嶋万呂 経師。嶋麻呂にも作る。宝亀元年から宝亀七年に207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする (雑令19) 「 保

経師。

宝亀元年から宝亀七年に見える。

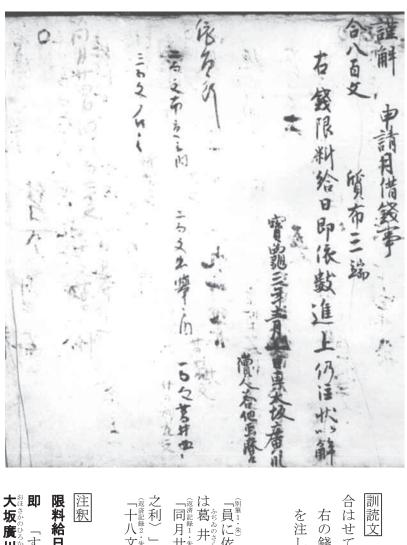
金月足 経師。月借銭解では399257 石川宮衣 経師。月借銭解では33527 日借銭解では7495278810に見える。

月借銭解では329425668839101に見える。 月借銭解では3357759に見える。 3の注

参照。

専受 よび補注2参照 人でこの借銭を受け取り、 債務を負うことを表す。 2 の 注 釈

釈



53

大坂廣川月借銭解

十九ノ二九八~二九九

続続修四十

裏第85紙

訓読文

合はせて八百文 質は布三端

を注して以て解す。 右の錢は料を給はらむ日を限りて即ち數に依りて進上せむ。 仍りて状

寳龜三年十二月 日 専 大坂廣川

「同月廿四日を以て八百七十文を納む。 「のいるのでくかん。 ないののでくかん。 ないののでくかん。 に被りて行へ 二百文は布の直之内 「員に依りて行へ 二百文は布の直之内 二百文は出舉之内 答他虫麻呂 一百文

〈八百文は本、

七十文は廿四

日

「十八文 廿日利十八文 廿日 1利五文

廿七文_

注釈

限料給日 1 4 0 注釈および補注参照

「すなはち」 は 「即刻、 すぐさま」の意。

大坂廣川
おほさかのひろかは
すすな 償人 は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。 経師。 12参照。

参照。 『大日本古文書』は 出の員の通り、 貸し出せ、 「依行員」に起こすが、 0) 意 「依員行」 写真

答他虫麻呂

経師。

35 参照

(雑令19)。 「保人」

-8-

謹解 申請月借錢事

右錢、限料給日、即依數進上,仍注狀、以解。合八百文 質布三端

寳龜三年十二月一日 專大坂廣川

()人)各他更麻呂

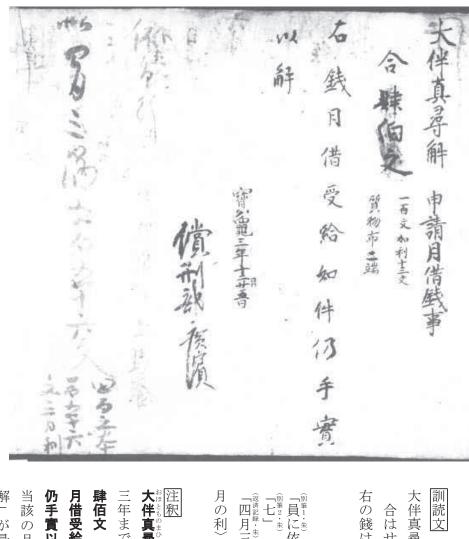
*[二百文石之」、**(*) | 一百文石之」、**(*) | 一百文高井典] | 二百文布直之内,**(*) | 一百文高井典] | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **(*) | **

「以同月廿四日納八百七十文七十文廿四日之利!

二百文布直之内 貸し出す金の財源を示す注記。1の注釈「司」参照。二百文出舉之内 貸し出す金の財源を示す注記。『日本古代の王権と社二百文出舉之内 貸し出す金の財源を示す注記。『日本古代の王権と社二百文布直之内 貸し出す金の財源を示す注記。1の注釈「司」参照。

下有美「同」)。1の注釈「司」参照。 三百文石之 貸し出す金の財源が「石勝」の銭であることを示す注記(山

二十四日に納めた利息七十文の帰属すべき内訳を示したものであろう。内」「一百文は葛井典」「三百文は石之」の傍らに書かれている。同月*返済記録2はそれぞれ、「二百文は布の直之内」「二百文は出舉之



大伴真尋月借銭解 九 ノ二九九~三〇〇 続続修四十 裏第84

54

訓読文

大伴真尋解す。 月借錢を請ふ事を申す。

右の錢は月借受け給はること件の如し。 合はせて肆佰文 〈一百文に利十三文を加ふ。 手実に仍りて以て解す。 質物は布

寶龜三年十二月廿五日 償

葛井: 典於 之り

「員に依りて行へ 上馬養」 刑部廣濱

七皇 : 朱)

「四月三日を以て五百五十六文を納む」 〈四百文は本、 百五十六文は三

注釈

大伴真尋 装潢。 真廣にも作る。 宝亀二年、 奉写 切 経所に出

仕

宝

亀

三年まで見える。 月借銭解では5463に見える。

肆佰文 当該の月借銭解を指す。 **仍手責以解** ここでいう手実とは自分で書いて提出した書類のことで、 月借受給 が最も多く、 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。 語順が日本語の語順になっている。 「仍具注以 月借銭解の書き留め文言は 〔謹〕 解」、 「仍注 〔具〕 事状以 「仍注状〔謹〕以 〔謹〕

などバリエーションはあるものの類型化している。

その中で、

仍

は、

大件眞尋解 申請月借錢事

合肆佰文質物 布文 二加 端利 十三文

右錢、月借受給如件、仍手實、以解 寶龜三年十二廿五日

刑部廣濱

みである。

償人。 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。 (雑令19) 保

人

刑部廣濱 装潢。 413 54 57 58 83 107に見える。 4 参照。

考」)。1の注釈「司」参照 とを示す注記(『日本古代の王権と社会』所収 井のき **典之** 造東大寺司主典葛井荒海が財源として提供した銭であるこ 山下有美 「月借銭再

*別筆2は、日付「五」の右側に朱で訂 正 したもの で、 判 許

0)

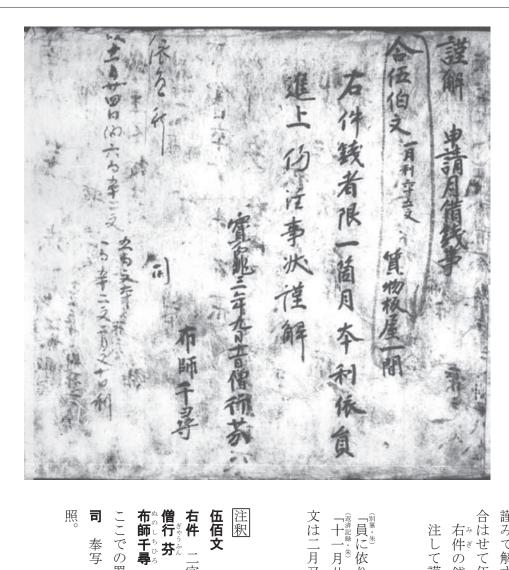
際に二十

七日に変更されたと考えられる

*

「之」は「文」の翻刻の誤り。 返済記録 大日古は 「四百之本」と翻 「三日利」は「三月利」の翻刻の誤り。 刻 心して 「文脱」 とする





訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

右件の錢は一箇月を限りて本利員に依りて進上せむ。合はせて伍佰文〈一月の利は六十五文〉質物は板屋一間 〈一月の利は六十五文〉 質物は板屋一間

仍りて事の状を

注して謹みて解す。

寳龜三年九月 日 「布師千尋

「員に依りて行へ (M単・米) 司

文は二月又十日の利〉 「十一月廿四日を以て六百五十二文を納む。 〈五百文は本。 百五十二

注釈

伍佰文 **右件** 二字で「みぎ」と読む。 佰 の字体は一 画少ない字体。 1の注釈 写真参照。

名が見えるのはここのみ。 「右件」参照。

ここでの署名が何を意味するのか、 不明。

東大寺写経所官人。月借銭解では3165568に見える。

31参照。

奉写 切経司。 貸し出す金の財源を示している。 1 の注釈 司 参

照

(以十一月廿四

日

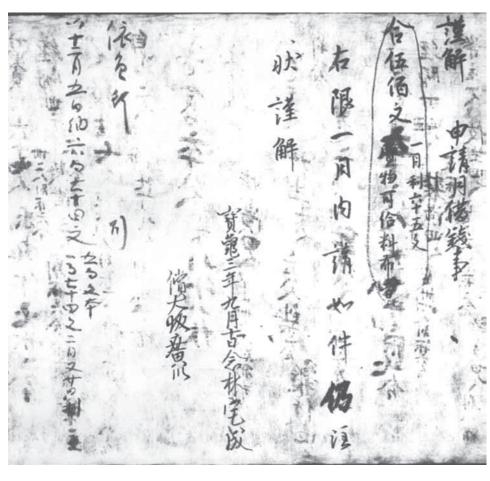
納六百五十二文一百五十二文二月又十日利

司

合伍佰文 一月利六十五文 禅解 申請月借錢事 質物板屋一間)

右件錢者、限一箇月、本利依員進上仍注事狀、謹解、 **寳龜三年九月十一日僧行芬**

(皇帝)



念林宅成月借銭解 九ノ三〇一 続続修四十—一裏第82紙

56

訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて伍佰文〈一月の利は六十五文。質物は給はる可き料の布者〉 右一月の内を限りて請ふこと件の如し。 仍りて状を注して謹みて解す。

寳龜三年九月十日 念林宅成

償「大坂廣川」

「員に依りて行へ (M単・米) 司

は二月又廿日の利〉 「十二月五日を以て六百七十四文を納む。 ^(返記録・米) 〈五百文は本。 百七十四文

念林宅成 経師。 12参照。

大坂廣川 経師。12参照。(20)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(償人。 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。

(雑令19)。

「保人」

奉写 切経司 貸し出す金の財源を示している。 1 の注釈 司」 参

照 司

以十二月

Ħ.

日納六百七

+

四文

一五 百百 七文 四

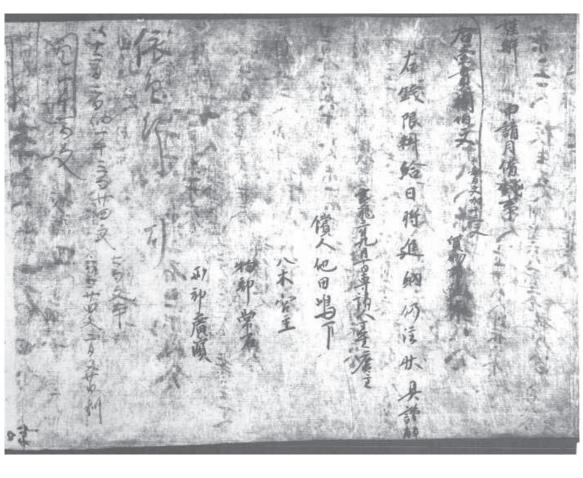
交二月叉廿日

趔

可

寶龜三年九月十日念林宅成

-15-



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫捌伯文 右の錢は料を給はらむ日を限りて将に進納せむ。 《利は毎百文に十三文を加ふ》 質物は布陸端 仍りて状を具さに注

して謹みて解す。

寳龜三年九月十日 専請人 壬生廣主

償人「他田嶋万呂」

「八木宮主」

「物部常石_

刑部廣濱

〈七百文は本。

六百廿四

文は二月又廿日の利 「十二月二日を以て一千三百廿四文を納む。 ^{[漫語峰1・法} 「員に依りて行へ 司」 「同月廿四日を以て一千九十六文を納む。 ^(図素記録2・法) 定 一千一百文」

廿日之利〉 百文 余廿九文」

〈一千文は本。

九十六文は

〈一百文は本。

月之利〉」 「四年四月四日を以て一百卅九文を納む。」「『紫智麗報報』)。 卅九文は三

依員行

司

謹解 申 請月借錢

合壹貫捌伯 文利每百交加十三 交 質物 布 陸 端

右錢 限料給日 將進納 仍注狀具 謹

遵 龜三

年 九月十日專請 **償**人「他田嶋万呂」 人壬 生 廣主

見える。

八木宮主」

物部常石」

部廣濱」

「以十二月二日納一千三百廿四文六百 廿文 四本 **文二月** 叉 11 Ħ

利

定一千一百文

以同月廿四 定一百文 四日 納 余廿九文 干一百廿四文九 十千 六文 文本 # Ħ 之 利

注釈

限料給日 1 4 の注釈および補注3参照

壬生 廣主 専請人 注状具 正格の漢文の語順は 壬生廣主が専ら借銭を受け取ったことを示す。 経師。 「具注状」。 23の注釈 月借銭解では5780 「状具注 補注 87 に

天平宝字五年~六年に見える。

償人 債務者の逃亡 如何に拘わらず支払い保証をする人。 保保 人

他田嶋万呂 経師。嶋麻呂にも作る。宝亀元年から宝亀七年に207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする 経師。 宝亀元年から宝亀七年に見える。 (雑令19

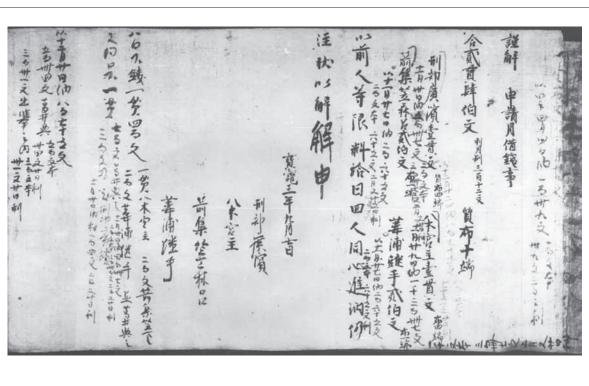
八木宮主 装潢。月借銭解では1343.7 やぎのみやター 月借銭解では749.22.78.01に見える。

経師。 月借銭解では1343 578 88に見える。 /借銭解では49563766に見える。 49 参照 13 照

書 は「刑」 の字を翻刻していないが、 写真でよく見える。

照 司 奉写一 切経司。 貸し出す金の財源を示している。 1 の注 釈 司 参

定 千一百文であることを記す。 ŋ 0 意。 貫八百文から元本の七百文を返済した残り 『名義抄』に「トドム」の訓がある。 の債務が



訓読文

合はせて貳貫肆伯文 謹みて解す。 《肆伯文〈利は月別に三百十二文〉月借錢を請ふ事を申す。

質は布十端

刑部廣濱壹貫文 쥮 〈質は布四端 浦 八木宮主壹貫文

(布四

端

以前の人等料を給はらむ日を限りて四人同心にして進納せむ。 箭集笠麻呂貳伯文 継手貳佰文〈布 仍りて状

を注して以て解す。

寳龜三年九月七日

刑部廣濱

「八木宮主」

箭集笠麻呂」

葦浦継手」

並びに葛井典之〉」

呂二百文は葦浦継手 「八^{(別筆1・}朱) 貫四百文を下す。 二百文は箭集笠万

「又同日一貫を下す。 〈七百文は葛井典之。三百文は司。 刑部廣濱に

「十一月廿七日を以て二百六十五文を納む。(愛寶麗輝:*)(「四人同心」の「四」の右に。返生死 (「四人同心」の「四」の右に。返充つ)」 「十一月廿七日を以て二百六十五文を納む。 ^(返済記録2・失) 月又十五日の利」 の右に。返済記録は上から重ね書き) 二百文は本。 六十五文は二

「十一月廿九日、利。」 二百文は本。 六十五文は

千三百卌文を納 む。 一千文は本。 三百卌七文は二

「十一月卅日、 「返済記録4·朱) 月又廿日の利」 又廿日の利〉 五. 百卌七文を納 む。 〈二百文は本。 三百卌七文は二月

謹解 H 請月借錢

合貳其肆伯文利月別三日十二文質布十端

廣濱豆貫交質布四端 八木宮主壹貫文布四城

一月卅日納五百冊七文三百颗七文二月 **葦浦繼手貳伯文布一端** 十一月廿九日納一千三百 卌 七文

以前人等 限 料給日 四人同心進納仍注狀以解 利五 之文

寶龜三年九月七日

八木宮主

30

参照

章浦継手

経

師。

30

照

大日

本古文書

は

繼」に起こすが、常用漢字の字体。

写真参照

装潢。

(借銭解では1343 57 80 83 に見える。

13

照

四人同心

9

の注釈の

「右件六人等生死同

<u></u>。

および 参照

補注

6

照

月別 注釈

月ごとに、

一月につき、一

月あたり、

0)

意。

1

0

注

釈

補

注

1

箭集笠麻呂

「葦浦繼手」

《八日下錢一貫四百文二百文章浦 《記》 繼主 へ 酒 百世 手 二百文箭集 交日 本納 百百 44 文二 月 又 廿 日 葛笠 井万 典呂 Z 利

Ħ

四

文

二月叉廿日

とを示す注記(『日本古代の

王権と社会』

所収

山下有美

「月借銭再

るこ

葛 井 典之 限料給日

造東大寺司主典葛井荒海が財源として提供した銭であ

1,

4の注釈および補注3参

照。

以 十二月 Ŧī. 百 廿日 册 DU 文 納 八 舄 百 井 典 七 -1-州五 四百 五 文文

照

奉写一

切

経司。

貸し出す金の財源を示してい

る。

1

0

注

釈

司

参

1

注

釈

司

参照。

*

別

筆 3

は

別筆1

・ 2 と 同

三百 卅 文 出 泉 之 內

卅三 一百 文文 廿本 H

日

(裏擦消)

心

の方がよいと考えて書き足したと考えられる。

出記録を記入する際に、

貸し出 様、

『す側で 朱で書か

四 れ

7

いる。

された解文に貸

|人同心|

ょ

りも 出

兀

人生死

同

「十一月!! (返済記録5·朱) 卅 日 兀 百 # 七文を納 せ。 舌 立は 本。 二百 # 七文は二月

又

世日利 (返済記録6·朱) 一月卅日、

百四文を納む。 二月又廿 日 \mathcal{O} 利

一月廿日を以て八百七十五文を納 がむ。

五百卌四文 葛井典 〈五百文は本。 卌四文は 廿日 0 利

「十二月廿二日を以て八百七十五文を納む。 經濟社業の:** 三百卅一文は出舉之内〈三百文は本^{*} 卅 〈八百文は本。 文は廿日 [の利) 七 十五 文は

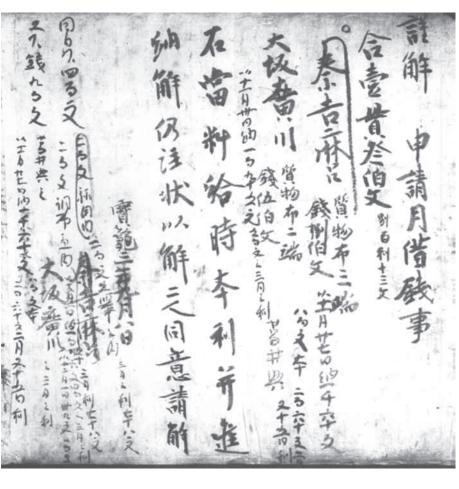
廿日

0

利 _

一年文本三百册七次二月文廿日利」

-19-



秦吉麻呂大坂廣川月借銭解 九ノ三〇四~三〇五 続 々修四十 裏第79紙

59

訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。 〈別 百に利十三文〉

合はせて壹貫参佰文

大坂廣川 秦吉麻呂 〈質物は布二端 〈質物は布三端 錢伍佰文) 錢捌佰文)

して以て解す。 料を給はらむ時に當りて本利并せて進納せむと解す。 (追筆) 二人同意して請ひ解す。 仍り て状を注

右、

寳龜三年九月八日

秦吉麻呂

大坂廣川

文は調布の直の内〉 「同日四百文を下す。 〈二百文は雑用の内 又二百文は出舉之内。

「又銭九百文を下す。

「十一月廿七日を以て一千六十文を納む。『葛井典』 〈葛井典 之常

八百文は本、二百六十文は二

「十一月廿七日を以て一千六十文を納む。 ^{(返済記録2)・米} 月又十五日の利」 一月又十五日の利〉 三月之利七十八文」 - 十二月一日を以て一百廿六文を納む。 - ^(返済副報4・米) 十二月一日を以て卅九文を(返済記録5・朱) 十一卅日を以て一百九十五文を納む。 〔納む。〕 〈五百文之三月之利〉 四百文之三月之利 一百文之三月之利 〈八百文は本、二百六十文は

同日下

謹 解 申 ·請月借贷

合壹貫命 佰 文 别 Ħ 利十 Ξ 文

秦吉麻呂 錢質 捌物 佰布 文三 端以十一月廿七日納 十五日利 文

大坂廣川 質知 端

卅 伍物 日 伯布 納文二 端 百九十五文九百文之三月之利」

當料給時、本利并進納、解、仍注狀、以解、二人同意請

右

實龜三年九月八日

「又二百文出學之內」三月之利七十八文」 秦吉麻呂

四百文 二百文網布直內 文月 之利 三七

月十 之八

利文

又下錢九百文 萬井典之 「以十一月廿七日納一千六十文二百六十文二月又十五日 ****) 人,高光典之 大坂廣川、之三月之利 大坂廣川、之三月之利 计九文一百文 L

利

的研究』「文字の形と語の識別 「参」の字体は写真参照。 参」の二つの字形 桑原祐子 『正倉院文書の 参 玉

「佰」も一画少ない字体。写真参照。

1758384に見える。 **5 百文ごとにの意。正格の漢文では「百別」とあるべ 経師。 天平勝宝二年から宝亀四年に見える。 月借銭解では き。 補注 参 59 照

大坂廣川 経師。12参照

本利并 「并本利」が正格の 語順。 「本利共備」参照。 月借銭解中 30 と 49 0 加 本

利

二人同意 生死同心、死生同心などともいう。のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照 生死同心」および補注6参照。 **9** 注 釈 0 「右件六人等

を示す。1の注釈「司」参照 二百文雑用内 又二百文出舉之内 二百文調布直内 貸し出す 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 財

かれているが、この返済を確認したという意味の署名かどうかよく分か*別筆3 葛井典は4行目の「大坂廣川」の左側の返済記録3の下に書 らない。

*返済記録1 は3行目の秦吉麻呂の名の下に記入されている。

いる。1と同時に記入したものと思われる *返済記録2は1と同じ内容のことを「又下銭九百文」の下に記入して

*返済記録5は「又二百文出舉之内」の下に書かれており、こ 返済記録。大日古は九百文と翻刻しているが、五百文の誤り。 坂廣川の日下署名の下)は、合計一貫三百文に対する三月分の利子 *返済記録3(4行目の大坂廣川の左側)と4(別筆1の下)と5 写真参照。 の *

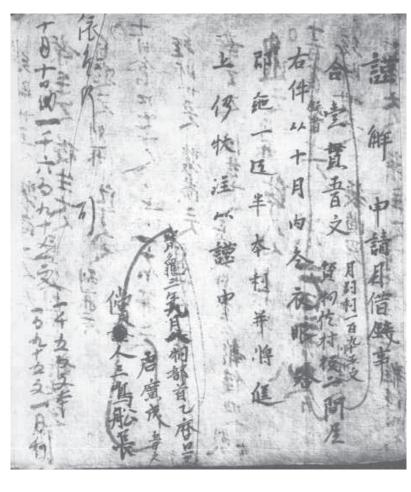
対する三月分の利子が七十八文であることを記録したもの。 記録7は 二百 文調布直 万 の下に書かれており、こ 百 文に

に対する三月分の利子が七十八文であることを記録したもの。

「三月利七十八文」

源

物部首乙麻呂唐廣成月借銭解 九ノ三〇五~三〇六 続続修四十 裏第78紙



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

に進上せむ。 右件の錢者十月の内に冬の衣服を給はりて即ち絁 合はせて壹貫五百文〈月別に利は一百九十五文。 仍りて状を注して以て謹みて申す。 〈月別に利は一百九十五文。 質物は佐村板二間 匹半、 本利并せて将

屋

寳龜三年九月八日 物部首乙麻呂〈一貫文〉

唐廣成 償人 三嶋舩長 (五百文)

「員に依りて行へ (別筆・先) 司

は一月の利〉 「十月十日、 千六百九十五文を納む。 〈一千五百文は本。 百九十五文

【十月十日納一千六百九十五文 *^(*)

百一

九千

行

司

謹 解 申 請 月借錢事

合壹貫五百文 質物佐村板二間屋

右 |件以十月内冬衣服給即絁一匹半,本利并將進上,仍狀注,以謹申、 | 蟾素

月卅物部首乙麻呂 償證人三嶋 唐廣成五百文) 松量 長 貫 文

本利并

「并本利」

が正格の

語順。

月借銭

解中、

30

لح

49

0

并

加

本

利

十五 五百 文文 月 利

注釈

月につき。 注 1 毎 と

佐村板二間屋 質物は佐村の板屋二間の意だろう。 「板屋」

間

2

14

「板屋 (壹) 間 15 55 67 72 「板屋五間 <u>45</u> 板屋 間

49 板屋三間」 52 「板屋壱宇」(9)という表現が普 通

ある。

間

22

右件 二字で「みぎ」と読 む。 1 の注釈 参照。

冬衣服給 491817および補注 3参 照

のみ、 正格の語順。 1 の注釈 「本利共備」

物部首乙麻呂 所の瓦工と見える。 瓦工。 宝亀三年まで見える。 乙万呂にも作る。天平宝字三年、 月借銭解ではここのみに見え 造東大寺司 造 瓦

る。

唐から **廣成**のひろなり 宝字三年まで見える。 漆工。 辛にも作る。 月借銭解ではここのみに見える。 天平宝字二年、 経師辛広浜の弟として見え

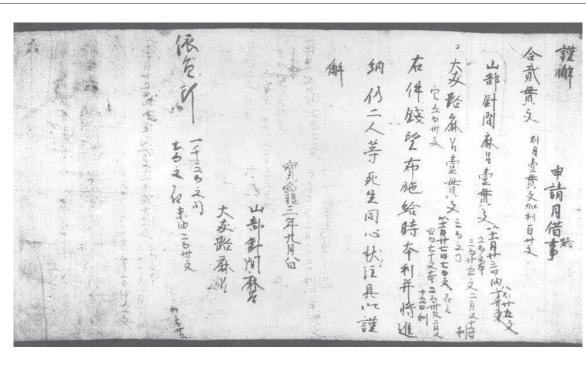
て抹消し、 (雑令19) 保人」 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。 207 「 償 」 は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする と書き直している。 證人」 は事実を証 _ 證 _ 明する人。

の使いとなった。 宝字六年頃、 月借銭解ではここのみに見える。 造東大寺司に奉仕した。 同 六年、 東大寺造 物 所

奉写 切経司。 貸し出す金の財源を示している。 1 0 注 釈 司 参

照

Ш 部針間麻呂・大友路麻呂月借銭解 九ノ三〇六~三〇七 続続修四十一一裏第77紙



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貮貫文〈別月に壹貫文に利百卅文を加ふ。

山部針間麻呂 壹貫文

大友路麻呂 壹貫文

右件の錢は布施を給はらむ時を望みて本利并せて将に進納せ、 む。 仍

て二人等死生同心にして状を具さに注して以て謹みて解す。 寳龜三年九月八日

山部針間麻呂

「員に依りて行へ の第:朱) (一千三百文は 司かさ 七百文は石〉」 大友路麻呂

「十一月廿三日を以て一千文を納む。 『著記録1·* 五百文は本、 三百廿五文は二月又

「三百文は司 (返済記録2:朱) 日本五日の利」

十一月廿七日を以て七百文

[を納む]

石之

兀

百七十文

「定五百卅文」 「定五百卅文」 「定五百卅文」 「定五百卅文」

「未納二百卅文」 利三百廿二

「十二月廿五日を以て七百二文を納む」返済記録は、先 余卌八文〉」 〈五百卅文は本、

大友之進るなり。

(三百文は本 九十八文は二月又十五日 0 利

三百四文は石之

「十二月廿五日を以て山部針間万呂五百六十五文(返済記録・・米) [を納む] 〈五百文は

六十五文は一月之利 余一百八十五文〉」

謹解 中 請月借事

合貳貫文 別月登貫文加利百

山 部針間 麻呂壹賈文 ŗĵ2 三五十 廿文月 五本廿

*(是) 定五百冊文] 文二月又十五日 **八百廿年文 H

利

ത

(2) 以十一月廿七日七百 四百七十文本二百 十五 一百 日 五 日 五 日 五 日 五 日 五 日 五 日 之 三 月 五 又

十二月廿 三三百 4百 件錢、望布施給時、本利并將進納,仍二人等死生同 百百九、九 四文石之十八文二月又十五日利一十八文二月又十五日利 女司之 寶鶴三年九月八日 - 五日納七百二文五百卅文本大友之進 **佘州八文**」 17 狀 注• 具 以謹解

山部針間

麻

呂

大友路麻呂

以意 少十二月 11-Æ 文三 石百 山 部 針 閲 納二百 万呂玉 卅交 Ā 六十 Æ. 利三百廿二 文 六五

依員行

七一 百千

文

司

一大き

余十百 一五文 百文本 文利

右件 二字で「みぎ」と読 む。 1の注釈 「右件」

望布施給時 「望」は 至」 到 に同 ľ 布施を給わる時になったら

の意。 4の注釈および補注 照

本利并 「并本利」 が正格の 語順。 月 借 銭 解 中、 30 لح 49 \mathcal{O} 并 加 本 利

山部針間麻呂 経師やまべのはりままろ のみ、正格の語順。 1 の注釈 「本利共備」 照

経師。 返済記録では針間 22 参照。 万呂に作ってい . る。 月 借

銭

解

大友路麻呂 経師・装潢。2122年142年15月15日 経師・装潢。2122年15日 106年15日 32 61 86 に見える。 21 参 照。 友 0) 字

は

画多い字体。 写真参照

のとして訓んだ。 日本古文書』 死生同心 9 は転倒符を付しているが、 の注釈の 「右件六人等生死 写真では見えな 同 心 およびに 補 1 注 **6**参 \mathcal{O} 照。 な 1 プ大

注状具 りに気づいて直したものだが、 「具注状」が正格の漢文の語順。 「状注具」として「注」 それでもまだ 23の注釈「状具注」 の右側に 転倒符を付けてい 具」 0 参照。 位置 が 正しくな る。 書 き 誤

千文司 七百文石 貸し出す金の財源が、一千文は奉写 切 経

定 残りの意。 『名義抄』に トド ム 0) 訓がある。

百文は石勝であることを示している。

1

の注釈

司

参

照

七

*返済記録1 山部針間麻呂の 返済記録

* 返 返 浴記 納に充てられた事を示す。 四百七十文は元本、 録2 大友路: 麻呂の 二百卅 司を財源として充てられた三百文はその 口 文は利子。 目の 返 済記 これらは 録。 返 石 納 した七百 (安子 石 文の・ 勝 内訳

まま残っている。

*返済記録3 2で返済された元本の残りが五百三十文であることを記

*返済記録4 別筆の「七百文は石」の下に書かれ、「石勝」へ返納す

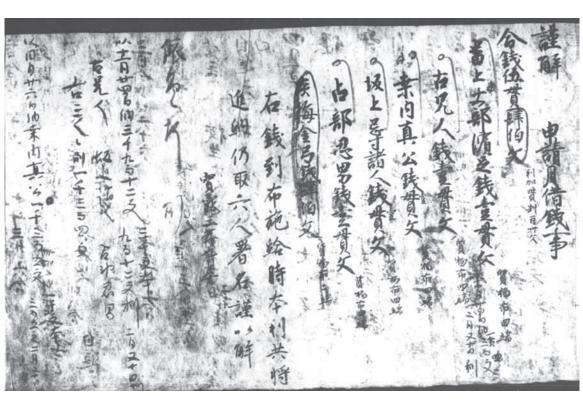
三十文は元本、百七十二文は二ヶ月と十五日の利子であることを記す。*返済記録5 大友路麻呂の二回目の返済記録。七百二文の内訳が五百記している。「利三百廿二」の意味未詳。

「余卌八文」の意味未詳。

二百三十文が元本で七十四文が利子である。の返納に充てられたことを示す。三百四文の内訳は書かれていないが、三百九十八文が司への返納に充てられたこと、三百四文が石(石勝)へ、返済記録6 4の返済金七百二文の内、三百文とその利子九十八文計

五文」の意味未詳。
*返済記録7 山部針間万呂の二回目、残金の返済記録。「余一百八十

丈部濱足等連署月借銭解 一九ノ三〇七~三〇八 続続修四十一 裏第76紙



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢伍貫肆佰文 〈利は貫別に百卅文を加ふ〉

丈部濱足 錢壹貫文 〈質物は大 (布四端)

古兄人 錢壹貫文 〈質物は布四端

桒内真公 錢壹貫文〈質物は布四

坂上忌寸諸人 錢壹貫文 〈質物は布四 温端〉

占部忍男 錢壹貫文 〈質物は布四端

淡海金弓 錢肆佰文 〈質物は布

仍りて六人の署名を取り、 右の錢は布施を給はらむ時に到らば本利共に将 謹みて以て解す。 に進納せ

寳龜三年九月七日

「十一月廿四日を以て三千九百十二文を納む。 ^{(選訴録1・米} 「員に依りて行へ 司」 〈三千文は本、

九百十二

文は利 二月又十日の利)

「十一月廿四日を以て三百文を納む。
※済記録?・歩 右三人々別に一千三百四文. 古兄人 坂上諸人 占部忍男

二月又十日の利

「同月廿六日を以て 「未」 「未」 「表」

五文は二月又十日の利〉 て桒内真公一 千三百五文を納む。 〈一千文は本、 三百

謹解 申 請 月借

合錢伍貫肆 "佰 文 利 加 貫 别 百 卅 文

番上文部濱足錢壹貫文號 ② 古兄人錢壹貫文 質 物 布 四 十物一布 端 月 四 II. 端 四 H 二納 二月又十四三百文 H

利

* * * * * * **(D)** 秦内真公錢貫文甲物 坂上忌寸諸人錢員文質物 111 阿 縮 布 [27]

(0) 占部忍男錢壹貫文質 海金弓錢肆佰文買物 物布 w Ai H 繼 "端

右 錢 到布施給時 本利共將進納 仍取六人署名、 「謹以解

資 纑 三年九月 七 H

司

以 + 古 兄 月 A 世 坂 四 .F. H 納 誻 X Ŧ 占 九百十二 歌 忍 男 文九三 百干 十文 女利 二月又十日

右三人、々 别 Ŧ Ξ 百 四文

以業 [6] 月 11 六 B 納 桑 内 眞 公 _.0 干 三百百 五 文三百千 五文 交本 二月又十 П

散位等。 番上 出勤する) 日出勤する「長上」に対し、 で勤務する官職のこと。 舎人・史生 分番方式 (番を作って当番 伴部 使部 六位以下 0 日

文部 濱 濱足のはまたり 経師。 天平勝宝六年から宝亀六年までに見える。 月 借 銭 解

古兄人 経師。宝亀三年、奉写一切経では29342266675110110に見える。 切経所に 出 仕 した。 月 借 銭 解 で は 62 75

乗内真公 に見える。 月借銭解では3862754に見える。 経師。 経師。 月 借銭解では15 21 28 小長谷坂上諸人にも作る。 62 76 87 94 96 宝 103 亀一 に見える。 一年八月 から 15 参 兀 照 年

坂上忌寸諸人

経師。 淡海直金弓。 月借銭解では14 経師。 天平十年から宝亀三年に見える。 49 62 86 98 103 に見える。 14 参照 月

到布施給時 解では、ここのみに見える。 「於」「望」 などと同じく前置詞用法。 布施を給わる時になったら、 4の注釈 0 意 「當料給日」および 到 は 至 当 補

本利共 元本も利息もともに。 注3参照。 1の注釈 「本利共 備 照

*「淡海金弓 ていない。 佰文」も いるが、提出された段階で、朱で抹消され、 写真参照 「肆佰」が朱で抹消されている。 錢肆佰文 〈質物は布二端〉」 従って、 冒頭の「合はせて錢伍貫肆 は一次文書としては 淡海金弓は借金し 生きて

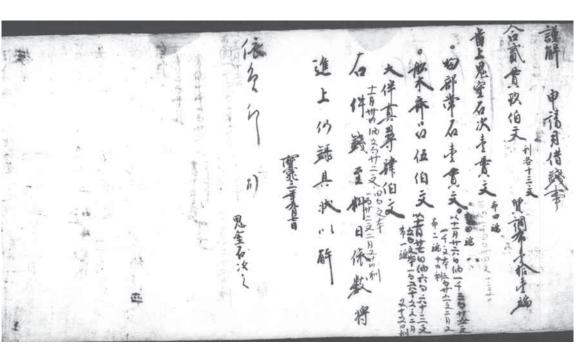
いる。 *返済記 録2 丈部濱足の返済記録。 一ヶ月と十日 0 利子の み支払 って

* 返 は、 る 済記録3・ 丈部濱足と葉内真公なので、 4 + 一月二十四 この二人の名の上に 日の 時 点で、 返 済が終わってい 「未」と記して ないの

借

銭

63



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳貫玖佰文 〈利は各十三文〉 質は調布壹拾壹端。

鬼室石次 **壹貫文** 〈布四端

物部常石 **壹貫文** 〈布四端

舩木麻呂 伍佰文 〈布二端

肆佰文

大伴真尋 命 端端

仍りて其の状を録して以て解す。 右件の銭は料 〔を給はらむ〕日に至らば數に依りて将に進

上せ

寳龜三年九月七日

「十一月廿六日を以て一千三百廿五文を納む。 「員に依りて行へ 司」

一千文は本、三百廿五文

は二月又十日の利

「十一月廿七日を以て六百六十五文を納む。 五百文は 本、 百六十

「十一月卅日、五百廿 (返済記録の・米) は二月又十五日の利」 五百廿二文を納む。 〈四百文は本、 百廿二文は二月又

「十二月廿五日を以て納むる所、 「納むる所、一千四百卅四文〈十 「納むる所、一千四百卅四文〈十 廿日の利〉」 五十五文は三月之又十五日の利 一千四百卅四文〈十二月廿日〉 一千四百五十五文〈一千文は本、

四百

見に納む、一千一百廿五文〈一千文は本、 百廿五文は利

未、三百卅文 「鬼室石次之」

五文

右

謹解 申 請月 借錢

合貳貫致佰文和各十三女質調 布 拾壹端

一 千 端

番上鬼室石次壹貫文*** 部常石壹貫 四 首 11 四 文十二月廿

木麻呂伍佰文香 小 一 一 千月 交廿 本六 B 十三納 日百一 利廿下

(Q)

五月 百十 交七 本日納 月月 一六 五三 文百 二廿 月五 又文

|尋肆佰文布| 端 义 六 十**十**十 五五五 日文文 利二 L

大件工作 至料 王料日、依數將進 (給醫型) 正進上、仍錄其狀以解、 1廿二文一百世二文二月又 #

П 利

变 艦 Ξ 年 九 月七 日

司

所納一千四百五 --Ŧî. 文 DU ---百手 五文 十本 五 文 〔8 三鬼 月之又十 五之 H

**三百卅文 一百廿五文二 "百"于 "廿"文 "五"本 w文 11.利

注釈

出勤す 番上 ź 毎 日 で勤務する官職のこと。 出 I勤する 「長上」に対 Ļ 舎人・史生 分番方式 (番を作って当 伴 部 使部 六 番 位 0 以 日

下

鬼室石次 きしつのいはすき **石次**き 月借銭 解ではここの 右京人・石鋤にも作る。 みに見える。 天平十年から宝亀四 年 ま で 見

物部常石 もののべのとこいは **万** 経師。 月借銭解では月借銭解では 49 57 63 76 96 に見える。 49

参

三年まで見える。 装潢。 経師。 月借銭解では443に見える。 真廣にも作る。 借銭 解 では 26 49 宝亀二年、 63 86 87 103 に見 奉 写 54参照。 える。 切 経 26 所 参照 出 仕 宝

亀

右件 二字で「みぎ」と読む。 1 の注釈 「右件」参照

料日 給日」および あるので、 「料の日」と読むこともできるが、 給 補注参照 を書き落としたものと考えて補った。 「料給日」とするの 4 \mathcal{O} 注 釈 が 定型で 「當

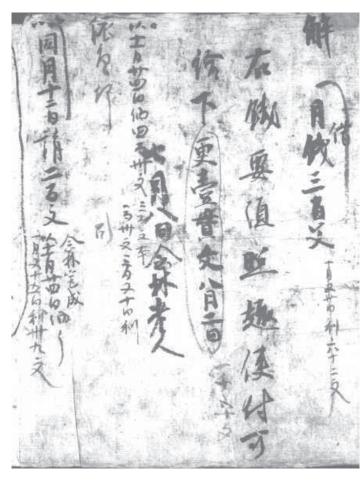
*返済記! 録 1 物部常 石 \mathcal{O} もの

* 返済記録2 舩木麻呂の Ł \mathcal{O}

返済記録 返済記録3 鬼室石次の 大伴真尋 マのもの É \tilde{O}

、返済記 疑 5 鬼室石· 次のもの

三三〇文は未納である、 を支払うべしと記され 同 返済記録 (十二月二十日) に一四三四 月二十五日) 6 返済記録5が鬼室石次のも に更に、 と記されている。 . る。 五. 日 ところが 分の 文納めるはずが納めなかったらしく、 利子二一文を上 現に納め のであることを示す。 たの 乗せ した は一一二五文で 皿 五 石 五. 次 5



64 念林老人月借銭解 九ノ三一〇 続続修四十— 裏第74紙

訓読文

解す。 月借錢三百文

右の錢、 要須なり。 趣に照らして使に付して給ひ下す可

七月八日 念林老人

「員に依りて行 司

壹貫文 八月二日」

「同月十二日を以て二百文を請く。 〈念林宅成〉」

「十一月廿四日を以て四百卅文を納よ 「一千六十文」 「一月又廿日の利(返済記録1・朱) 六十二文 む。 (三百文は本、

「十一月廿四日を以て納め了る、 ^(返済記録4・先) 又十日の利〉」 一月又十五日の利、

注釈

不在此例」 口語」によ われる。 音節語。 要須 六年八月) 無くてはならない、どうしても必要だ、 による) 唐代口語で、 は無くてはならぬことをいい、 『和漢比較文学』三号所収、 (賦役令33) 「要須因 物 為 どうしても~せねばならない、 など。 名」 「要須道理分 要須道理分 明 応いるべきだうりあきらかにみことのりした(安閑紀元年十月) 松尾良樹 「必須・必要」 という意で用いていると思 十月)、「要須役者、「『日本書紀』と唐代 の意。 教 に同じ。 同義結合の二 (欽明紀-

念林老人 経師。 6 参照

経師。 12参照。 なぜここに宅成の名があるのかは不明

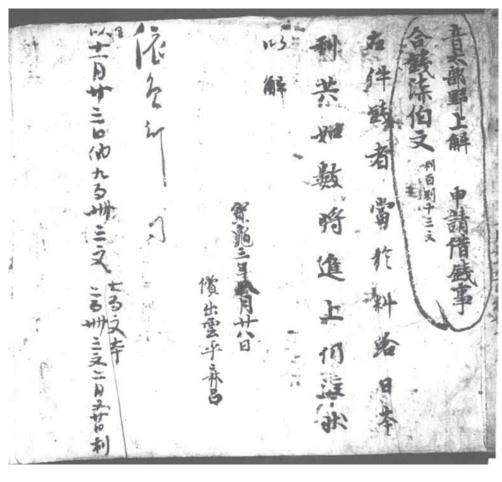
卅九文_]

百卅文は三月

以十一月廿四 解 以同月十二日請二百文念林宅成 右錢要頂、照趣使付可給下、更壹貫文八月二日 二千六十文 月錢三百文、 四 日 納 四 一月又廿日利六十二文 百 册 司 七月八日念林老人 ル利日 ル州納 ル九ブ

₩文

-33 -



訓読文

音太部野上解す。 《利は百別に十三文》 借錢を請ふ事を申す。

右件の錢者、料を公合はせて錢漆佰文 仍りて状を注して以て解す。 料を給はらむ日に當於りて本利共に數の如く将に進上せむ。

三年八月廿八日

償

出雲乎麻呂

「員に依りて行へ(別筆1:共) 司

「十一月廿三日を以て九百卌三文を納む。 一月又廿日の利〉 〈七百文は本。二百冊 三文は

注釈

音太部野上 経師。 月借銭解では38165878に見える。

漆佰文 「漆」は 「七」の大字。 佰 は 一画少ない。 38参照。 字体は写真参照

當於料給日 料を給わる日になったら、

右件 二字で「みぎ」と読む。

1の注釈

「右件」

参照。

の意。

「當於」

は二音節

前

詞。4の注釈および補注3参照

本利共 元本も利息もともに。 1の注釈 「本利共備 参照。

償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。 「保人」

出雲も207 平麻呂 は 債な は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする 経師。 月借銭解では202834376に見える。 20参照。 (雑令19)

-34 -

*依員行

司

ら「以十一月廿三日納九百卅三文七百文本 (異等)

音太部野上解 別十三文

申請借錢事

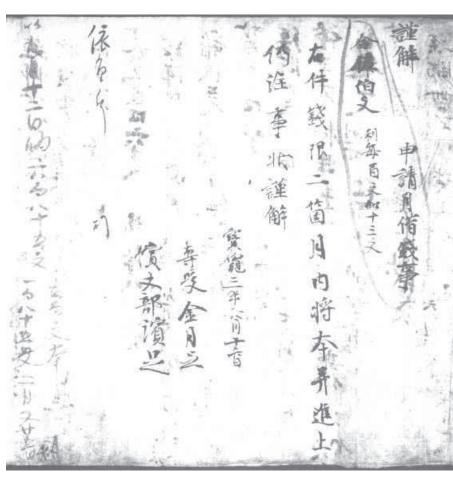
合錢涂佰文利百

寶龜三年八月廿八日

右件錢者、當於料給日、本利共如數將進上、仍注狀、以解、

償出雲乎麻呂

66 金月足月借銭解 九ノ三一一~三一二 続続修四十一 一裏第72紙



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて伍伯文 右件の錢は二箇月の内を限りて将に本 〈利は毎百文に十三文を加ふ。 〔利〕并せて進上せむ。

仍りて

事の状を注して謹みて解す。

寳龜三年六月十六日

丈部濱足

専受 金月足

「員に依りて行へ ^(別第) 司

は二月又廿五日の利〉」 「九月十二日を以て六百八十五文を納む。 〈五百文は本、 百八十五文

注釈

専受 人でこの借銭を受け取り、 債務を負うことを表す。

2 の

注

釈お

3

0)

注 釈

金月足 経師。 よび補注 2 参照。

参照。 償 償人。 **濱足** 経師。天平勝宝六年から宝亀六年までに見える。 のはまたり は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。 月借銭解では329425668831101に見える。 (雑令19) 保 人

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注記では2934526667511031046に見える。 1の注釈 「右件」 参照。

天平勝宝六年から宝亀六年までに見える。

月借銭解

合伍佰文利每百文加十三文 華解 申請月借錢事

寶龜三年六月十六日

ある。

右件錢、限二箇月內、將本并進上、仍注事狀、謹解、

專受金月足

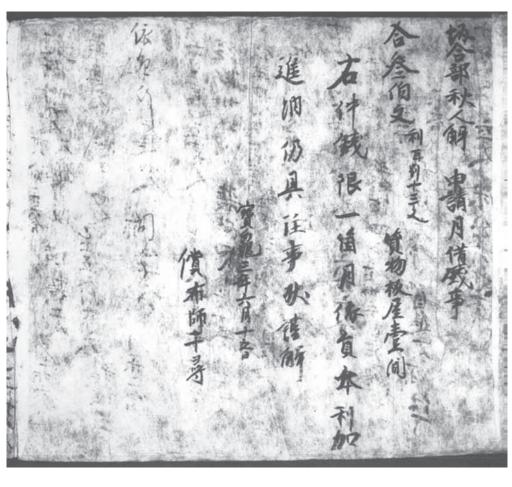
僧 文 部 濱 足

「以九月十二日納六百八十五文一百八十五文二月又廿五日利」 ****: |依員行 | 司」

> とするのが定型表現なので、 97)、「加本利」(22 25 49 95)、 本[利]并 「本利並」 「本利共」(1248625794810)「本利倶」(22)、「本利儲備」(7)、 「并本利」 が正格の語順。他に、 28 52 102 「本利并」(238101415182132932441596061819163103 「並本利」 「并加本利」(49)、 「利」を書き落としたと考えて補った。 5 「本利具備」(7486)、 「并本利」 「本利并成」(8)が (30)「本利加」(67 「本利備」(37) 206

-37 -

坂合部秋人月借銭解 九ノ三一二 続続修四 + 裏第71紙



訓読文

坂合部秋人解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参佰文 〈利は百別十三文〉質物は板屋壹間

さに事の状を注して謹みて解す。 右件の錢は一箇月を限りて員に依りて本利加へて進納せむ。 仍りて具

寶龜三年六月十五日

布師千尋

「員に依りて行 司かか

「正月廿三日、五百八十七文を納む。 (三百文は本、二百八十七文は七

注釈

月之又十日の利

坂合部秋人 丁として奉写一切経所に出仕している。 仕丁。 神護景雲四年、 奉写 月借銭解ではここのみに見える 一切経所に出仕。 宝亀二年、 干

本利加 「加本利」が正格の漢文の語順

右件

二字で「みぎ」と読む。

1の注釈

「右件」

参照。

償人。 は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする 東大寺写経所官人。月借銭解では3165678に見える。 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。 (雑令19) 「保人」 31 参照。

司之 大日古では「布利千尋」におこすが写真により訂正 貸し出す 『日本古代の王権と社会』所収 金の財源を司から将来した銭からまかなうという意味。 Щ 下有美 「月借銭再考」によれ

の注釈「司」

参照

-38 -

坂合部秋人解 申請月借錢事

合参佰文 利百別十三文 質物板屋壹間

右件錢 限一

箇月、依員本利加進納仍具注事狀、謹解、 寶龜三年六月十五 Н

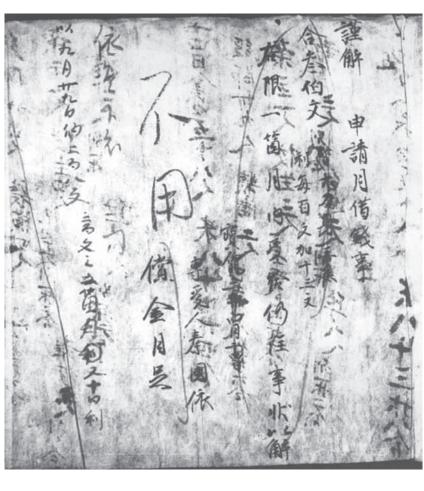
布

償 利千尋

「依員行

司之

《正月廿三日納五百八十七文三百八十七文七月之又十日利』



秦國依月借銭解 十九ノ三一三 続々修四十一 一裏第70 紙

68

訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて参佰文 右は一箇月の内を限りて受け給はる。 〈質は大刀身三隻、 利は毎百文に十三文を加ふ。 仍りて事の状を注して以て解す。

寶龜三年四月十四日

専受人 秦國依

金月足

「 員に依りて下し充てよ 司

「九月廿九日を以て二百八文を納む。 §§āāē · * 〈三百文之五箇月又十日 \mathcal{O} 利

注釈

参佰文 参」 の字体は写真参照。 桑原祐子『正倉院文書の 国語学的

の二つの字形

参 照。

佰

も一画少ない字体。写真参照

究』「文字の形と語の識別

するのがほとんどである。 大刀身三隻 69 ` 季録の「夏衣服」 月借銭解では、 それ以外のものとしては、 (18 27) 「冬衣服」 給せられるべき布または家屋敷、 9 60 がある。 国養 48 田を質に

婢

専受人 2の注釈および補注2参照 「専受」は一人でこの借銭を受け取り、 債務を負うことを表す。

秦國依 名が見えるのはここのみ。

償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。 「保人」

は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする

(雑令19)

金でで207 月をきたり 足とり 経師。 月借銭解では32942526688311014に見える。 3の注釈

参照。

研

謹解 合參伯文質大刀身三隻

右、限一箇月內受給、仍注事狀、以解、

交

寳龜三年四月十四日

專受人秦國依

金月足

"以九月廿九日 納二 百八文三百文之五箇月利又十日

利

司



玉作廣長客乙麻呂月借銭解

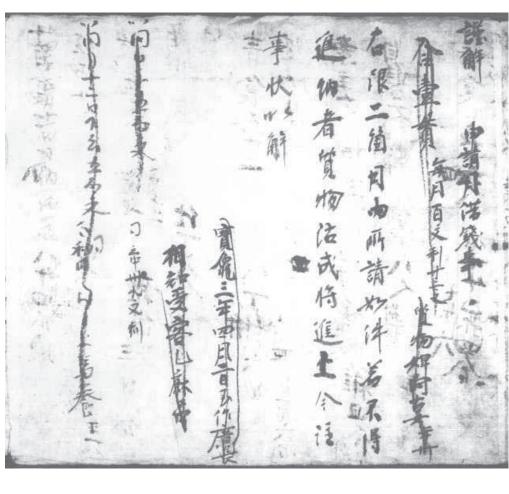
十九ノ三一三~三一四

続

N.々修四·

+

裏第69紙



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

質物を沽り成して将に進上せむ。 右、 合はせて壹貫 一箇月の内を限りて請ふ所件の如し。 〈毎月に百文の利は十三文〉質物は婢阿古女 今事の状を注して以て解す。 若し進納することを得ざらば

寳龜三年四月二日 玉作廣長

相知受

客乙麻呂

「同日を 以て五百文を充つ〈一百文は上なり。 兀 百文は司 なり。 之 こ の う ち

「同月十二日を以て五百文を下し充てよ^(別筆2・朱) 司 人 Þ の利の内) 行 上馬

「四年正月十一日を以て且く絁(返済記録・朱) 匹を納む 〈一千文に准ふ〉

注釈

源の内訳を示している。 一百文上 四百文司 上は上馬養。 1の注釈 司は奉写 参照。 一切経司。 貸し出す金の財

司」

相知受 注事状 人々利内 いかと考える。 貸し出す金の財源を示している。 『大日本古文書』 であると同時にこもごも 知 は事務取扱者として関知しているという意味。 は 事」 を翻刻し落としている。 「受」でもあるという意味ではな 1の注釈 司 写真参照。 照 月

謹解 申 請月借錢

右 合壹貫 ,限二箇月內所請如件、若不得進納者、質物沽成將進上、今注狀、以解、 月百文利十三 :質 :物 ;婢 古 ·女

三年四月二口玉作 相知受客乙麻呂四月二日玉作廣長

以同月十二日下京以同日宏五百文 四年正月十一日且納絁 充五百 四:→ *文*文 司=上 ·文 人 司 世 世 九 女 正准一千文] 行上馬養 文利

> どと訓む。 ことを知る人であり、 のではないかと思われる。名義抄に 借銭解中には 知 布師千尋」(43)という例がある。 なおかつ一貫文の借銭を玉作廣長とともに受けた 「相」を 「コモゴモ・タガヒニ」な 客乙麻呂はこの

玉作廣長

客乙麻呂 写経所の官人か。名が見えるのはここの 名が見えるのはここのみ。

らひとの今の薬師尊かりけり」

(仏足石歌)

ひと」。稀に来る人の意。

「賓客

末良比止」

(和名抄) み。

「(賓客) は

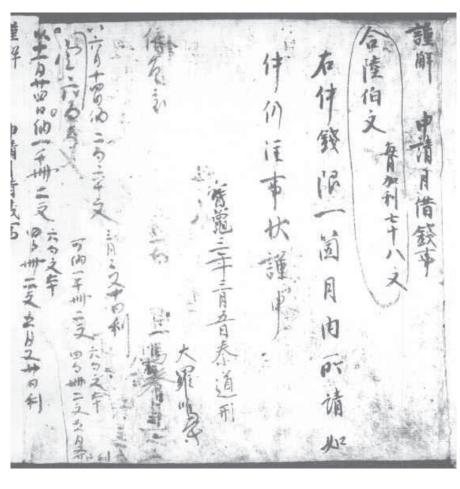
客」

「まら ま

准一千文 絁一匹を以て一千文と見立てるの意。

秦道形 大羅嶋守月借銭解 十九ノ三一四~三一 五. 続 々修四十一 一裏第68紙

70



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

〈毎月に利七十八文を加ふ。

右件の錢は一箇月の内を限りて請ふ所件の如し。合はせて陸伯文〈毎月に利七十八文を加ふ。 して謹みて申す。 仍りて事の状を注

寳龜三年三月五 日 秦道

形

大羅嶋守

「員に依りて充てよ ^(別筆・先) 切 上馬養_

「六月十四日を以て二百六十文を納む。

返請顧明:

歩 (三月之又十日の利)

五月又廿日の利 「十一月廿四日を以て一千卌二文を納む。 ^(溪済記録2・先) 定六百文」 〈六百文は 本、 兀 百 # 二文は

注釈

秦道形 経師。装潢。道方 ##sのみちかた 上字で「みぎ」と読む。 1の注釈 「右件」 参照。

月借銭解はこの一通のみ。 道方にも作る。 天平勝宝六年から宝亀三年に見

大羅場さみのし、日 る。 嶋 すりまもり 経師。 大編・大網にも作る。 月借銭解では 41 70 102 105 に見え

定 残りの 意。 負債の残高。 『名義抄』 に 「トドム」 の訓がある。

謹解 申請月借錢事

合陸佰文 每月加利七十八文

右件錢、限 箇月內、所請如件、仍注事狀、謹申、

寶龜三年三月五日秦道形

「大羅嶋守」

『以六月十四日 納二百六十文三月之又十日 文 利 四六 百百 二文五月叉廿日本 利

9 定六百文

以十一月廿四日。 納一千卅二文六 百百 州二文五月マ *Traibu 叉 # H 利

> *返済記録1で六月十四日までの利子のみ支払い、 負債残高が六百文で

あることを示す。 *返済記録2は、それ以降の五ヶ月と二十日分の利子と元本六百文の返

済の記録。 *返済記録2は67紙とのつなぎ目の上に書かれている。

補注

大生子敷 48

正 倉院文書の中に、 次のように、 大 の字がつく場合とつかない場合

同名異表記がある。

大春日五百世=春日五 八磯部白髪=磯部 百髪 百

このことから、 (私国栖=私国 掚 「大生部」も 大

えてよいと思われる。 また、 の字のつかない 生部 と同じと考

生部=壬生=壬 生部 (年足) 生部

三壬生

(石代)

(猪万呂)

など。

壬生=壬生部 (人成) (君長)

東国 十五年月二月庚辰朔条に、 皇子女の資養のために設置されたものである。 録 新編日本古典文学全集『日本書紀三』九三頁頭注に 「壬生部」 万丙子朔 同 八月丁丑 「の乳部に依拠して再起を図るべく提言する所伝がみえる。 には見えないが、 [名異表記から「生部」と 条には、 は古代の部(べ)の 《九日》条に、 蘇我臣入鹿に攻められた山背大兄皇子に、 「壬生部」と同性格の 「為大兄去来穂別皇子定壬生部」 「定壬生部 一種で、 「壬生」 「乳部」 と「壬生部 とある。 「生部」 にもつくる。 『日本書紀』 また皇極天皇二年十一 は同名と考えられる。 「大生部」は の一種か、 その従者が 仁徳天皇七 文字どおり 推古天皇 とする。 『姓氏

日 本書紀の、 蘇我蝦夷が上宮の乳部の民を集めて墓の造営をさせた条

乳 部 此 云美父 に

皇極紀元年十二月)

部 と読ませたと考えられる。 と割注があり、 もミブと読んでよいと考える。 これによると「乳部」は そこで「大生部・大生・生部・壬生・壬生 「ミブベ」 ではなく、

ないだろうか。 読まれたのかもしれないが、 おほ」と読まれていたようである。 本書紀巻第廿四』 べ」と読むと考えておられる 大生部多 (皇極紀三年七月)は京都博物館蔵 の平安後期点に 奈良時代には (直話)。平安後期には 「大生っ しかし、 部 「みぶ」と読んでいい \mathcal{O} 栄原永遠男先生は (東洋文庫 とあり、 「おほふべ」とも 旧 おほ I蔵) ふべの 「みぶ 0 \mathcal{O} では □日

8 借貸 204

が、 る 延暦十七年(七九八)、 稲制が施行され、 に際しての国司俸禄の補償策であるとかの見解がある。 月に停止された。 国司借貸制度は、 借貸の停止されてい 後も停止されたり、 (借貸・国司借貸)と百姓を対象とするもの(借貸・藁貸・賑貸)とがある 借貸は一般に、 これによるとこの文書の書かれた天平勝 ここは国司借貸ではないと考えられる。 その 国司 正税稲穀の無利子貸与を言い、 天平六年 た期間に当たる。 復活したりしている。 への俸禄の一種であるとか、 部が国司借貸の性格を引き継ぐ得分となっ 公廨稲が停止され (七三四) につくられ、 大倭目という肩書きは国司である 宝 国司借貸が復活した。 以上 年 国司を対象とするも 天平四、 同十年 『国史大事典』 (七五〇) 同十七年に公廨 (七三八) 五年の は によ その た。 国 飢

百姓を対象とする借貸は

詔曰。 諸国大税。三年之間。 借貸給之。 勿収其利。

『続日本紀』 卷五和銅四年十一月壬辰 **令世二**》)

借貸大税。 和泉監。 紀伊。 令続百姓産業 淡路。 阿波等国。 遭旱殊甚。 五穀不登。宜今年

『続日本紀』 卷十一天平五年閏三月己巳《戊辰朔 $\stackrel{\sim}{\Rightarrow}$

という例がある。 であった。 のように、 百姓の窮乏を恤済するため、 しかし、 半倍 (五割) の利子を取る稲粟出挙についても借貸 大税を無利子で貸し付けるもの

がそれである。 天平宝字三年四月八日付 0 「生江臣息嶋 解 に見える「借貸稲

秦廣人所勘物参仟参佰漆拾束壹把肆

見受稲参仟参佰参拾参束

生江息嶋解

人

々所物勘

(中略)

借貸稲貳佰東給支云、 之利百束、 御書無不勘

(以下略

たので勘しなかった、 に を百姓に二百束貸し出して、 云へり。 造東大寺司主典の安都雄足宛の報告書である。 たことがわかる。 ついては、 この解文は、 その利百束、 御書すなわち、 越前の東大寺荘園の経営に携わっていた生江息嶋から 『雑令 20 と言っている。 御書に無ければ、 半倍の利を取っていたことがわかる。利息 安都雄足からのお手紙に何も書いてなか 以稲粟条』に 稲粟出挙につい 勘せず」これによると、 「凡以稲粟出挙者。 借貸稲貳佰束給ひきと ても借貸と言って 借貸稲 任依私 \mathcal{O}

> って私稲出挙が盛行したらしい 九年には私稲出挙は禁止されている。 官不為理。 仍以一年為断。 不得過 (天平勝宝三年九月四日官符) しかし、 一倍。 其官半倍。 禁止の後も銭財 」とあり、 出

銭財出挙のことかとも思われる。 出学 204 の借貸が百姓に対する無利子貸与の借貸か、 なのかは断定できないが、 「八月内」 が期間を表すものならば、 八箇月半倍の 利息の

銭

財

付記

だき感謝いたします。 書店) 許可を頂いた。 釈文を原文の体裁のまま転載した。 を用いた。 写真は宮内庁正倉院事務所編 正倉院事務所には届け 釈文は、 東大資料編纂所『大日本古文書 八木書店・東大資料編纂所には転載 出た。 『正倉院古文書影印集成』 いずれも便宜を図ってい (編年) 八 0 木

たものである。 を表します。 原祐子氏、黒田洋子氏、 教授の授業「中国言語文化構造論」 本書は、 奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹 また、 清水絢子氏の助力を得た。 中川ゆかり氏、 において、 田川真千子氏の助言を得て成 松尾教授 ここに記して感謝 一〇〇九年二月 の指導の 九日 下 の意

(二〇一五年十二月九日補訂]